

中国(上海)自由貿易試験区とITビジネス ～外資銀行向けITサービスの現状と今後～



CAC上海

大塚 優美子

1. はじめに

中国のITビジネスと言えば、オフショア開発を思い浮かべる人が多いのではないかと。我がCAC上海では、日本企業向けのオフショア開発の推進はもちろんだが、中国現地に拠点を置く多くの顧客向けにITサービスを提供している。筆者も実際、現地向けサービスの一つである外資系(中国から見た外資で、日系企業を含む)銀行向けの事業に従事している。

現在、中国では金融改革が次々と実施されている。その中でも昨年2013年9月に設立された「中国(上海)自由貿易試験区」は、中国現地企業はもちろんのこと、中国に進出する多くの外資系企業が注目する改革の一つである。本稿は「中国(上海)自由貿易試験区」に進出する外資系銀行とそこにかかわるITベンダーの動向および今後のサービス発展に向けてITベンダーとして意識すべきポイントについて記す。

2. 中国(上海)自由貿易試験区設立に伴う 外資系銀行の動向

本章では、中国(上海)自由貿易試験区(以降、上海自貿区と記載)設立に至った経緯と上海自貿区の概要、そしてそこに進出する外資系銀行の概況を説明する。

2.1 開放に向かう投資・金融関連規制

中国は1978年に改革開放政策を導入してから急速な経済成長を遂げてきた。しかし、現在でも外資に対する投資規制(企業が事業を始めるにあたっての制限)はサービス業、製造業、不動産業など多分野にわたり存在する。金融取引に対しても、当局*1により多くの制限が設けられている。

比較的早い経済成長を目標としてきた中国だが、2013年は持続可能な発展へとシフトしている。当面の経済重点政策の一つとして「改革開放の深化」が挙げられ、「行政審査・許可認可項目を早急に整理・取消・調整し、民間投資と社会の創業の情熱を奮い立たせる。金利と人民元資本項目の自由化を積極かつ穏当に推進する。サービス業の開放をさらに拡大する」¹⁾としている。

2.2 上海自貿区に進出する外資系銀行

上述の経済重点政策の具体措置の一環として、2013年9月29日、国務院の批准により上海自貿区が設立された。上海市は中国最大の商業都市で、大陸沿岸部と長江河口に位置し中国の主要貿易拠点でもある。その上海市で指定されていた4つの税関特殊監督区域を統合し、総面積約28平方km(東京都品川区より少し広い面積)の自由貿易区が誕生した。


上海自貿区は、金融、投資、貿易、法制などの大幅な規制緩和による経済成長を目的とされたパイロット拠点である。中国、香港・マカオ特別行政区*2、深センなどの経済特区とも法的・行政的に切り離された地域となる。上海自貿区内の投資規制の特徴は、ネガティブリスト方式*3で管理されること、ネガティブリスト以外の(許可されている)業種においてはこれまで政府関連部門の事前審査が必要だったのに対し、事後監督・モニタリングを実施することで取り扱いが可能となったことの2点である(図1参照)。今後の発展度合いで中国の他地域への拡大も見込まれている。金融面での規制緩和としては、「リスクコントロールが可能な範囲で、人民元の自由化、金利の市場化、人民元クロスボーダー取引等」²⁾の開放政策が採られている。

*1) 当局とは一般的には国務院(中国の行政機関。日本の内閣に相当する)のことを言う。金融関連では国務院の一部門である中国人民銀行(中央銀行)および国務院直属の事業部門である各監督管理委員会を指す。

*2) 香港特別行政区およびマカオ特別行政区は、中国と法・経済制度が分離されている。一国二制度。

*3) ネガティブリスト方式とは、禁止する業種を一覧化しその一覧以外の分野で事業展開を許可する方式。

図1 中国の投資規制管轄



地域	外資に対する投資規制概要
中国	・サービス業、製造業、不動産業等多分野で制限・規制業種が規定されている ・制限・規制業種以外の取り扱い、企業設立に対し、関連部門の認可・批准が必要 (一部届出制への移行済み)
上海自貿区	・多分野で制限・規制業種が設けられてはいるが、縮小される方針 ・制限・規制業種以外の取り扱い、企業設立に対し、事前審査ではなく届出のみで運営が可能
香港	・危険・公害など公衆衛生上問題のある業種のみ関連部署の許可が必要

(注) 2014年11月時点の情報。上記以外にも経済特区、保税区等では中国と規制範囲は異なる。

(出所) 表の投資規制の概要は、JETRO提供の外資投資に関する法令から筆者が抜粋

図2 中資系、外資系金融機関も集まる上海のオフィス街



投資・金融などの規制緩和が促進されれば企業にとってのメリットは多く、上海自貿区の設立以来、現地中国企業および日系含む外資系企業がビジネスチャンス獲得のため上海自貿区に拠点を設けている(「2014年9月15日までに1万2266社が新会社を設け、うち外資系は1667社。78社の日本企業が進出した^{[3])}。金融機関に限定して言えば、シティバンク(米)、DBS銀行(シンガポール)が2013年9月の設立と同時に出張所設立の認可を受けたのを皮切りに、現在では日系メガバンク3行を含む外資系銀行も上海自貿区に出張所を設け、各銀行顧客へのビジネスサポート、金融商品(サービス)の販売に向け動き出している(図2)。

3. 上海自貿区にかかわる外資系銀行のITサービス動向

銀行が金融商品を販売するためには、現在稼働している業務システムの再検討が必須である。本章では、在中国外資系銀行のシステム全体構成を説明した上で、上海自貿区対応として実施される「営業開始に向けた必須のシステム対応」および「金融商品販売に向けたシステム対応」を見ていく。

3.1 外資系銀行のシステム全体構成

まず、中国の外資系銀行のシステム構成について特徴を踏まえながら説明する。外資系銀行システムの多くは自国や既にシステム化が進む海外他拠点のシステムをベースに、自国と中国の規定の差からカスタマイズが必要な部分はパッケージ導入、またはスクラッチ開発を実施している。中国独自カスタマイズ部分の対応は、銀行のIT部門やIT関連会社、中資(中国資本)系・外資系ITベンダーをパートナーとして各ITプロジェクトを推進しており、我が社もその一パートナーとしてITサービスを提供している。

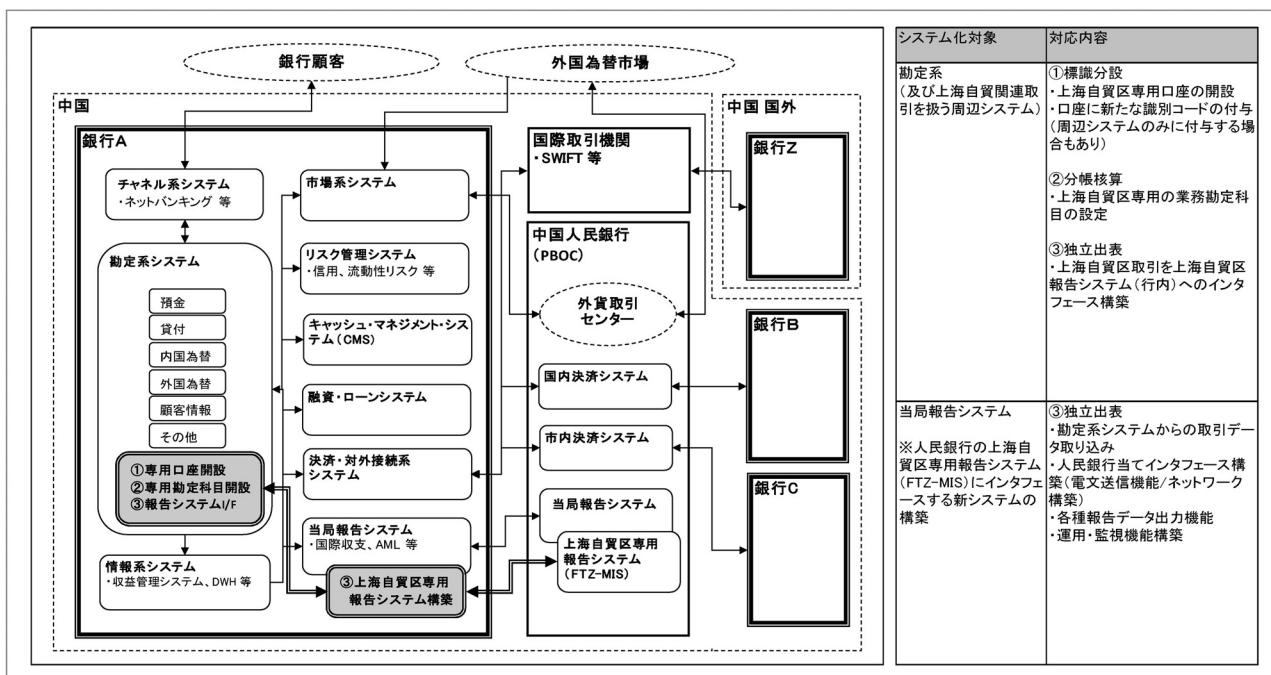
次に、具体的なシステム全体構成を見ていく。各行で個々のシステムとのかかわり・構成は異なるが、勘定系システムを中心に各業務システムが配置される部分は共通する(図3参照)。図3の当局報告システムについて少し触れたい。中国では当局(主に中央銀行である人民銀行管轄機関)へ国際収支やAML(アンチマネーロンダリング)情報など、各種情報を定期的に送信するよう定められており、そのために当局報告システムが存在する。中国以外の国でも関連機関への報告は存在するが、中国は比較的広範囲で詳細な情報を求められるのが特徴だ。

3.2 営業開始に向けた必須のシステム対応

2014年5月に公布された「中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算業務実施細則(試行)」に伴い、現在までに各行は上海自貿区対応での営業開始に向けた基礎となるシステム対応を実施してきた。細則の概要は、既存銀行業務と上海自貿区の業務を分離させる専用帳簿システムを構築するというもの。具体的には以下5点を満たすことが求められ、特に①～③については現在のシステム環境では条件を満たさないため新たな対応が必要となる。

- ① 標識分設：上海自貿区専用口座の開設とそれを区別する識別コードの付与
- ② 分帳核算：独立した科目体系の設定による一般業務との分別管理
- ③ 独立出表：上海自貿区取引専用の損益、資金出所運用、業務状況の報告書作成
- ④ 専項報告：隠れたリスク、重大項目等特定項目の報告

図3 外資系銀行システム概要俯瞰図と上海自貿区システム化範囲



⑤ 自求平衡：資金、ポジション、リスクコントロール等業務プロセスの確立^{*4}

システム対応の具体的な方法は各行異なるが、共通しているのは①勘定系システムや決済系含む上海自貿区関連取引を取り扱うシステムにおいて、上海自貿区取引と識別できるよう新たな支店、口座、および専用口座識別コード、勘定科目を開設する、②人民銀行側報告システム(FTZ-MIS)仕様に合わせ、上海自貿区取引専用の当局報告システムを構築(パッケージ導入+一部カスタマイズ、またはスクラッチ開発)する、この2点である(詳細は図3参照)。②の対応に至っては、他行がどのパッケージ、どのITベンダーを使用するのかなど、各行・各ITベンダーが情報収集を実施してきた。

3.3 金融商品販売に向けたシステム対応

上述の必須対応とともに検討すべきは、新たな金融商品販売に向けたシステム対応である。各行は、他行と差を付けて売り上げを伸ばすだけではなく、既存顧客を奪われないためにもIT投資を実施する必要がある。上海自貿区設立以来、人民元のクロスボーダー使用の拡大、外貨管理規制の緩和、外貨小口預金金利の上限撤廃などいくつかの細則が発表され、これら金融改革は制度上企業向けに適用可能な状態だ。ただし、2014年11月現在、それら改革に対する全ての商品化・システム化が進んでいるわけではない。銀行営業・ユーザー部門は商品化に向けて当局から情報収集をする、

銀行と顧客間で方針策定を実施する、システム部門は発表されている情報に基づいてシステム化を検討する、進行中のプロジェクトの中で効率的に上海自貿区対応が反映できるような構成・構造を考慮するなどの動きをしている。

商品化が進めば中国国内の勘定系システム、決済系システム、キャッシュ・マネジメント・システム、チャンネル系システムなどで対応が予想され、ITベンダーの役割は拡大する。また、クロスボーダー関連対応に至っては、中国国内システムだけでなくクロスボーダー取引の発生する可能性のある他国への考慮も必要となる。マンパワー(システム開発要員)としてのサービス提供だけではなく、グローバルな視点を持ったより高度なITソリューションの提案が求められる。

4. 中国システム開発成功のポイント

上海自貿区対応のように、規制緩和・変更にかかわる銀行ビジネスのチャンスはまだ存在する。その状況下で各行が既存の顧客を奪われないため、新規顧客を獲得するためには「スピード感」を持った金融商品(サービス)の提供、そしてそれに伴うシステム対応が必須となる。本章では、当局の規定・制度発表の特徴から中国のシステム開発成功のポイントを考察してみたい。

4.1 当局の規定・制度発表の特徴

新たな金融商品販売に向けたシステム対応は当局の規

*4) 細則の内容は、「中国人民银行上海总部关于印发《中国(上海)自由贸易试验区分账核算业务实施细则(试行)》和《中国(上海)自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则(试行)》的通知」より抜粋<http://shanghai.pbc.gov.cn/publish/fzh_shanghai/4187/2014/20140522150003361284728/20140522150003361284728.html>

定・制度に従って実施されるが、その発表に以下のような特徴がある。

① 当局の要求内容・実運用が曖昧

上海自貿区などで発表される各通知自体は、インターネット上にも公開されるオープンなものだ。ただしその内容が、複数の解釈ができたり、実は運用自体は決定していなかったりといった曖昧な場合がある。通常中国全体で新たな金融システム運用が開始される場合、人民銀行はじめ中国四大銀行*5システムなどで他行に先駆けてトライアル運用が実施され、そこで正式な運用が決まる流れとなっている。

② 当局からの要求は突然やってくる

中国では金融政策があまりオープンでなく今後の動向が読みにくい。突然規制変更の通知が発表されたり、大幅な規制変更でなくても特定取引の報告を来月からするようにとの依頼が来たりなど、予期せぬタイミングでシステム対応を求められることも少なくない。

4.2 中国システム開発成功のポイント

そのような特徴の中でも各行は「スピード感」をもってビジネス展開していく必要があり、それをサポートするためのシステム開発成功のポイントは以下2点と考える。

① 正確な当局情報のキャッチ

まずは、銀行だけでなくITベンダーも工夫を凝らして曖昧な情報を迅速に正確化していく必要がある。オフィシャルな情報入手の方法としては、当局や関連機関に都度問い合わせをする、セミナー等に参加するなどがある。中国独特の方法としては、4.1で述べたように他行に先駆けて中国四大銀行などでトライアル運用が実施されるため、詳細を知る四大銀行指定ITベンダーの知り合いから情報を得る、時には中国版SNS上の情報を確認するといった方法もある。

② 柔軟な開発モデル・プロセス

次に、曖昧で突然の発表に迅速に対応するためには、情報収集だけではなく開発プロセスにも考慮が必要だ。従来日本の金融機関システムの多くはウォーターフォールモデルでの開発で、失敗を避けるため上流フェーズで詳細内容を定義してきた。中国でその開発モデルをそのまま適用した場合、情報が曖昧なため一向に要件定義が終わらない、要件定義で詳細まで定義したが突然の当局発表で仕様変更の嵐になってしまうといったことが想定される。中国での特徴を勘案しながら「スピード感」を求めようとした場合、使用ユーザーが限定されるのであればまず暫定的にツールやEUCで対応し

後に汎用化してシステム化する、直接システム化する場合は曖昧部分や変更を後に取込むシステム計画を策定したり、後に反映し易いアーキテクチャを採用したりするなどの工夫が必要だ。開発モデルを選択するときは従来選択してきたからという理由ではなく、業務の特性やシステム要求に合わせてウォーターフォールモデルなのか或いはスパイラルやアジャイル開発を採用するのかといった柔軟な対応が必要となる。

5. おわりに

～今後のITビジネスの広がりへの期待～

2013年9月に上海自貿区が設立されて1年以上が経過した。外資系企業の上海自貿区への進出が進んでいないとの声もあるが、最新のネガティブリスト項目は設立当初の「190項目から139項目」⁴⁾まで縮小し、今後は外資系企業がより事業展開し易い環境になりつつある。また、上海自貿区での運用を受けて新たな自由貿易区の設立が計画されたり、実際に全国展開された改革が存在したりと中国全土で各種ビジネスが拡大されていく可能性がある。それに伴い、銀行とそこにかかわるITの役割も重要になってくる。

幸い我が社もキャッシュ・マネジメント・システムや中国国内決済システムであるCNAPS(China National Advanced Payment System)など、上海自貿区やその他の地域に展開し始めている人民元・外貨の規制緩和やクロスボーダー取引の拡大に密接にかかわるシステムを担当させていただいている。今後もITベンダーとして単純にシステムそれ自体を提供するだけでなく、中国やそこにかかわる各国の金融・ITビジネスの潮流を読み、特徴に見合った金融機関向けITソリューション提供に努めていく所存だ。

参考文献

- 1) 川本裕子:「中国ビジネスを理解する大局をつかむ11の論点」、(89-90頁)、中央経済社、2013年
- 2) JETRO、中国(上海)自由貿易試験区関係法令
<<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ftz/pdf/outline.html>>(最終検索日:2014年11月24日)
- 3) 日本経済新聞、「上海自由貿易区に日本の78社進出(2014年9月26日付)」
<http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM26H2E_W4A920C1FF2000/>(最終検索日:2014年11月17日)
- 4) 人民日報、「スリムになった上海自由貿易区の新ネガティブリスト(2014年7月2日付)」<<http://j.people.com.cn/n/2014/0702/c94476-8749762.html>>(最終検索日:2014年11月17日)

*5) 中国四大銀行とは、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行の4行。